

## イギリス・インターンシップ報告

2010年3月修了 三枝由季

2010年8月最終週、9月第1週の7日間に向け、英国の法律事務所でのインターンシップを体験する機会にあずかった。言葉も法律も全く違う国で、僅かの期間ではあったが、周囲の人に助けられ、多くのことを学ぶことができた。関係した全ての人に感謝しつつ、言葉足らずではあるが、私の体験を報告させて頂こうと思う。

### 訪問した事務所

英国・ランカシャー州の州都プレストンに本部を置く、Naphthens 法律事務所を訪問した。Naphthens は、Solicitor（日本語では事務弁護士と訳される）100人程と事務職の人々で構成されており、ランカシャー州周辺に5つの事務所を擁する。英国では日本よりも早くから事務所の大型化が進んでおり、Naphthens も複数事務所とのM&Aによって現在の姿になった。このような経緯を経たプレストンのオフィスは、ランカシャー州でも最大規模だそうである。

そして、上記5つの事務所のうち私が訪問したのは、ブラックバーン（同じくランカシャー州の都市であり、産業革命時には繊維産業で栄えたことで有名）とプレストンの事務所である。

### 8月26日 @ブラックバーン

企業法務を専門とする弁護士の先生から、株式売買に関する契約書の草稿と、最終契約書を読み、どのような点に変更されたのかを検討するという課題を与えられた。重要事項については解釈の余地を減らすよう厳密に定義され、保証条項が漏れのないよう詳細に規定されていく過程を見ることが出来た。

契約とは当事者の合意でありその概念はどこでも同じものだと思うが、英米法では当事者の合意に加え *consideration*（約因）というものが契約成立に際し要求される。これは、契約を締結すること自体に対する対価であり、今回検討した契約書にも勿論この約因条項が記載されていた。英国では当然のものであっても、私にとっては新鮮な発見だった。

### 8月27日 @ブラックバーン

昨日に引き続き株式譲渡契約書の検討をした後、弁護士の先生と事案について議論をする。契約書や、それに付随する書類には出てこない背景的事情を説明して頂き、変更事項や理由をようやく理解できた。

その他、ブラックバーン・オフィス内の企業法部門ミーティングを見学させて頂いた。丁度夏期休暇を取る弁護士がいたため、仕事の引き継ぎが主な内容だったが、顧客の近況報告などもなされていた。

これに関連して、顧客との付き合い方についての話を伺ったところ、ブラックバーン・オフィスの顧客は地元企業や個人が多いため、事務所のブランドというよりは、弁護士の個人的つながりから仕事が入ってくる人が多いそうである。そのため弁護士は、地元の話題に精通していなければならないとか、付き合いのゴルフや飲み会などもあると聞いた。場所は変われど、顧客獲得・維持の苦労は同じであり興味深い。

### 8月31日 @ブラックバーン

企業法務部門で、事業譲渡事案の検討をさせて頂いた。英国の事業譲渡は、日本と異なり会社資産の移転も当然伴うことが予定されているようである。そこで、譲渡対価の算定のために、資産の評価が詳細になされ、土地建物の評価書なども見る事が出来た。

英国の土地に関する法律は、マグナ・カルタの時代にさかのぼると言われ、したがって非常に複雑である。今回の事案に関し、土地抵当権設定に関する書類を見る機会があったが、手続の進行や記載内容についても全く理解することができなかった。

### 9月1日 @プレストン

訴訟部門で、trespass（不法侵入）に対する injunction（差止命令）を求める事案の検討をさせて頂いた。具体的には、路上駐車している自動車を撤去せよという内容である。日本であれば妨害排除請求権の行使がすぐに思いつくが、英国ではこのような場合、エクィティ法上の救済である injunction が用いられる。

コモン・ロー上の救済は対象が限られている上に金銭賠償が主であり、その手続は比較的煩雑であるという。それに対しエクィティ上の救済はより柔軟なものが予定されている。コモン・ローとエクィティは次第に融合されつつあるようだが、依然として別物として扱われており、その違いを知ることは重要である。英国法の伝統を垣間見ることができ、面白く思った。

### 9月2日 @プレストン

遺言作成・遺産管理部門で、顧客とのミーティング 2 件に参加させて頂いた。

一つは、遺言執行者（被相続人の娘）に遺産リストへのサインと、誓約書作成を求めるためのミーティングであった。もう一つも遺言執行者とのミーティングであり、相続人のリストに変更が無いか、遺産の内容や葬儀費用などにいくらかかったのかということを確認していた。

英国では日本と異なり、遺言執行者に全遺産が一旦帰属し、執行人は遺言に従って遺産を分配する。そして、相続放棄によって債務を免れるというようなことは出来ず、必ず債務を弁済して、残余がある限りにおいて分配される。また、執行者の権限が非常に大きなものとされているため、執行者は執行に際し聖書にもとづき誓約することが求められ、これに反し虚偽の事実を述べるようなことがあれば、偽証罪として処罰される。日本の遺産

分割協議や審判とは大きく異なるため、手続を理解するのに苦労した。

### 9月3日 @プレストン

労働法部門で、二つの事案を検討させて頂いた。

一つは、身体障害による差別により不当解雇されたとして、雇用者に損害賠償を求める労働審判の事案である。主張に列挙された差別事由のほとんど全てにおいて、目撃者がおらず立証困難であり、しかも顧客自身が審判を続けるだけの資力に乏しいとのことで、勝つ見込みは相当低いと聞いた。

もう一つは、雇用者側が被用者に損害賠償を求めている事案である。これは、社用パソコンの顧客データを競合他社に流出させたとの疑惑で、流用により失った利益を賠償せよ、という内容である。コモン・ロー上の金銭賠償を求める事案であり、**Barrister**（法廷弁護士）と協同して進めているとのことだった。

イギリスでは **solicitor** と **barrister** という二種類の弁護士がいるが、その区別は次第に曖昧になっているそうである。**barrister** は黒の法服をまとい鬘をかぶって法廷に出席することで有名であるが、このような古い慣習は馬鹿げていると言う **solicitor** もいた。日本人の目から見ても時代錯誤のように思えるし、恰好は別にしても、同じような仕事をするのであれば資格を区別する必要があるのか疑問である。もっとも、多様なニーズに応えるため大規模事務所化する **solicitor** に比べ、**barrister** は1人事務所が通常であり、より専門分野に特化しているそうである。したがって、上手く分業出来ているから、区別には意味があるのだと言う **solicitor** もいた。

### 総括

手続や事案を把握するだけでも相当の労力を要したが、多くの外国の生の事件に触れることが出来、とても刺激的な毎日を過ごせた。法律の勉強をする上で、日本の法律や司法制度を他国と比較するという視点はこれまであまり持っていなかったが、英国との違いを発見するにつけ、日本の長所・短所を改めて考えることが出来た。今回の体験を経て、僅かではあるが、このような視点を持つことが出来たのは、一つの大きな収穫である。